

承継届出書

年 月 日

(あて先) 札幌市長

承継後の新しい代表者が届出を行ってください。

代表者が届出を行う場合は、上段の欄に記載してください。
支店長、工場長などの代理者に届出を行わせる場合は、上段で代表者、下段で代理者を記載してください。(この場合は委任状が必要です。また押印は代理者が行ってください)

届出者 (代表者) 住所 東京都千代田区霞ヶ関 丁目 番号
氏名 株式会社かんきょう 代表取締役 環寛花工
代理者 住所 札幌市中央区北1条西2丁目 番号
氏名 かんきょう札幌支店 支店長 札幌みどり
電話番号 -



(代理者に届出の手続を行わせる場合は委任状を添付してください)

代表者印を使用してください。(会社印ではありません)

下記の法令等の規定に基づき、届出者の地位を承継したので、次のとおり届け出ます。

工場等の名称	承継前	株式会社さっぽろ 本社工場	整理番号	
	承継後	株式会社かんきょう札幌工場	受理年月日	年 月 日
工場等の所在地		札幌市中央区北1条西2丁目	施設番号	
特定施設等の種類		ボイラー	備考	
承継の年月日		平成23年 4月 1日		
被承継者	氏名又は名称	株式会社さっぽろ 代表取締役社長 札幌 二郎		
	住所	札幌市中央区北1条西2丁目		
承継の原因		法人の合併のため	<p>承継前の旧社名、代表者及び本社所在地を記入してください。</p>	
根拠法令等 (該当する項目のみにレ印を記入すること)		<p>大気汚染防止法第12条第3項 (第18条の13第2項において準用する場合を含む。) 水質汚濁防止法第11条第3項 騒音規制法第11条第3項 振動規制法第11条第3項 北海道公害防止条例第31条第3項(第46条) 札幌市生活環境の確保に関する条例 第36条(第49条,第66条,第75条,第99条,第113条において準用する場合を含む。) ダイオキシン類対策特別措置法第19条第3項 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第6条の2第2項</p> <p>札幌市条例に基づく届出のみを行う場合は押印は不要です。</p>		

該当する欄にレ印を記入するか、印としてください

- 備考
- 1 印の欄には、記載しないこと。
 - 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 3 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあってはその代表者)が署名することができます。なお、札幌市生活環境の確保に関する条例のみに基づく届出のみの場合は押印または署名は不要です。
 - 4 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に関する承継届出書の場合、承継した事実を証する書類を添えて提出してください。